

介護職員処遇改善加算金・介護職員等特定処遇改善加算金 配布方法について
2020. 7月 株式会社アニスト

今期より、表記の加算金について、下記の考え方で分配を行います。



① 介護職員処遇改善加算金

事業所の介護報酬に応じて入る加算金を、当該事業所の介護士（介護サービス従業者）で分配する。



介護職員処遇改善加算金
(事業所の介護報酬に応じて会社に支払われます)

<p>毎月の給与で支払い分 (時給の一部・各種手当の一部)</p>	<p>年4回に分けて分配する分 (当該事業所に従業した介護職員（介護サービス従業者）で分配をする) * 勤務時間数・土日祝日の出勤回数・勤怠評価（欠勤の回数やタイムカード打刻ミスの回数等）・自己評価と企業評価を元に、算出します。 * 他事業所から応援でサービス介入してくれた職員にも、応援勤務時間数に応じて、応援先の事業所からお支払いします。</p>
--	--

② 介護職員等特定処遇改善加算金

事業所の介護報酬に応じて入る加算金を、当該事業所の職員（介護士・施設サービス員・管理者・事務員）で、一定の分配比率に沿うように分配する。



介護職員等特定処遇改善加算金
(事業所の介護報酬に応じて会社に支払われます)
* 年4回に分けて分配する。
* 分配比率については、カテゴリーⅠ：Ⅱ：Ⅲが4：2：1を満たすようにする

カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ
<ul style="list-style-type: none"> ・ エリアマネジャー ・ 施設長 ・ サービス提供責任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者 ・ 介護士（常勤・非常勤） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者 ・ 施設サービス員 ・ 事務員